

「江東区こどもの権利に関する条例」を施行しました

令和7年4月1日に「江東区こどもの権利に関する条例」を施行しました。区では、本条例をもとに、こどもの健やかな育ちを支え、こどもの最善の利益が尊重される社会の実現に向け、取り組みを進めていきます。

条例全文、検討の経過やパブリックコメント結果の詳細等は区HPをご覧ください。



▲詳細はこちら(区HP)

条例の構成

前文：子どもたちへのメッセージ、第1条：目的、第2条：条例で使われる言葉の意味、第3条～第7条：基本的な考え方と保障される具体的なこどもの権利、第8条：区の責務、第9条～第11条：子どもを取り巻く関係者の役割、第12条：こどもの権利侵害に対する回復のための支援 など



大切な考え方(第3条)

- 子どもは、生まれた時から権利を持つ一人の人間として、生活のあらゆる場面において、その権利が大切にされます。
- 子どもは、自分の権利が大切にされることと同じように、自分以外の人の権利も大切にします。
- おとなは、子どもに対して何かを行う時には、子どもにとって最もよいことができるように考えていきます。

保障されるこどもの権利(第4～7条抜粋)

- 安心して生きる権利
- 守られる権利
- 自分らしく育つ権利
- 自分の意見等を明らかにし、参加する権利

パブリックコメントの結果

条例の制定にあたっては、令和6年10月11日～10月31日の期間でパブリックコメント(意見募集)を行い、13人の方から26件のご意見が寄せられました。

パブリックコメントで寄せられた主な意見と区の考え方(抜粋)

- 漢字に読みがなを振ったり、「です・ます」調にしたり、使われる言葉も子ども自身が読みやすく、理解しやすい文言や文章にしてほしい。
- 区の考え方** 子どもにも理解しやすい構成にするため、全文に読みがなを振り、語尾も「です・ます調」にするなど、小学校高学年程度の子どもが理解できるような文言を使用しました。

- 性的少数者のこどもの人権尊重を明記してほしい。
- 区の考え方** 「安心して生きる権利」において「性のあり方などにより差別をされないこと」を記載しています。

☎こども家庭支援課こども政策推進担当
☎03-3647-9671 ☎03-3647-9196

相談できる窓口があります

区では子どもに関するさまざまな悩みを相談できる窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

- ワンストップ型教育相談窓口
月～金曜9:00～16:30 ※土・日曜、祝日、年末年始除く
☎03-3649-3834
- 5 to 9マンデーなんでもチャット相談
毎週月曜17:00～21:00 ※配布されている相談カードの2次元コードからいつでもアクセス可能
☎小学校・義務教育学校(前期課程)の5・6年生、区立中学校・義務教育学校(後期課程)の児童・生徒

- 江東区こどもの虐待ホットライン
月～土曜9:00～18:00
※日曜、祝日、年末年始除く
☎03-3646-5481



火災の危険があります！ リチウムイオン電池内蔵小型家電は正しく処分を

「リチウムイオン電池内蔵小型家電」は、正しく捨てないと、火災の原因になります。次のいずれかの方法で捨てましょう。

【小型家電回収ボックスに出す】

小型家電回収ボックスは区役所、各出張所、豊洲シビックセンター、総合区民センター、各文化センター、各図書館、各スポーツセンター(4月1日(火)～)、えこっくる江東に設置しています

【燃やさないごみの日に電池類と同じ袋に入れて集積所に出す】

燃やさないごみは3種類に分けて出しましょう

- ①…電池(リチウムイオン電池内蔵小型家電を含む)・蛍光灯・水銀製品
- ②…カセットボンベ・スプレー缶・ライター

- ③…陶磁器・ガラス・金属・刃物類・30cm未満の小型家電(リチウムイオン電池内蔵小型家電は袋①へ)

☎清掃事務所作業係 ☎03-3644-6216 ☎03-3699-9520



電池・蛍光灯・水銀製品



燃やさないごみ【発火性】



燃やさないごみ

